

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 平成28年度介護福祉士実務者研修受講資金 貸付申請者募集のご案内

介護福祉士の資格取得を目指して介護福祉士実務者研修施設に在籍している方を対象とした受講費用の貸付制度です。

■募集期間

平成28年12月19日（月）～平成29年3月3日（金）（必着）

※介護福祉士実務者研修施設から茨城県社会福祉協議会への申請期間です。

■貸付対象となる方

介護福祉士実務者研修施設に在籍する（又は入学手続きが済んでいる）方で、次の全てを満たす方。

（1）次のいずれかを満たしている

- ① 県内に住民登録している
- ② 県内の実務者研修施設に在籍し平成29年3月31日までに研修が修了する
- ③ 県内の介護事業所等において介護業務等に従事している
- ④ 実務者研修施設の学生となった年度の前年度に茨城県に住民登録していて実務者研修施設での修学のために県外に転居した

（2）実務者研修受講修了するまでに、介護福祉士国家試験の受験資格として認められている介護等の業務に3年以上従事した

（3）他県等が実施する同種の修学資金を借り受けていない

（4）卒業後、介護福祉士として登録し、継続して2年以上県内の社会福祉施設等で介護業務等に従事する意思を有する

■貸付額（無利子）

介護福祉士実務者研修受講費 20万円以内

〔お問い合わせ先〕

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部 人材自立育成担当
（電話）029-350-8366

茨城県社協介護福祉士実務者研修受講資金貸付

検索



■申請方法等

- ・在学する介護福祉士実務者研修施設を通して申請していただきます。
- ・申請には介護福祉士実務者研修施設長の推薦が必要です。
- ・申請書のほか、住民票、世帯員の所得を証明する書類、連帯保証人の署名捺印（所得証明、印鑑登録証明書添付）等が必要となります。

■その他

- ・介護福祉士実務者研修受講費の貸付を受けた方は、実務者研修施設卒業（修了）後1年以内に介護福祉士の資格登録し、県内の社会福祉施設等で介護等の業務※1に2年間従事した場合、貸付金の返還が免除となります。

（※1）介護福祉士として行う、介護業務、相談業務又は施設長の業務

茨城県内の実務者研修施設

介護福祉士実務者研修の実施事業者として県の指定を受けている施設です。

（平成28年9月1日現在）

研修施設	修業期間	所在地
大原医療福祉専門学校水戸校	6月	水戸市
茨城県地域密着型介護サービス協会	6月	水戸市
テンダー福祉学院	6月	水戸市
リリー保育福祉専門学校	6月	水戸市
わかさ福祉カレッジ水戸校	11月	水戸市
株式会社いっしん	6月	土浦市
ハートピア福祉学院介護福祉士実務者研修校	6月	石岡市
あおば実務者養成研修	6月	下妻市
有限会社チャンス	6月	牛久市
筑波総合福祉専門学校	6月	つくば市
ほーむけあいしやま実務者研修校	6月	筑西市